



平成26年第6回（12月）定例会

12月2日から11日まで

議員政治倫理条例、賛成多数で可決

岩沼市議会の12月定例会（平成26年第6回議会）は12月2日に招集され、10日間の会期で開かれました。

市長から専決処分1件、条例案6件、補正予算案7件のほか6件が提出され、審議の結果20議案すべてを原案通り可決、承認しました。

26年度一般会計補正予算（第6号）では、歳入では復興交付金（第10回）申請に係る国庫支出金等、歳出では、玉浦西地区に進出する商業施設への貸付金、特定不妊治療費助成金、玉浦地区のコミュニティー、防災力の強化を図る施設整備に向けた関連経費等が計上されました。

閉会日の11日には、農業委員の推せんを行ったほか、議員政治倫理条例制定検討特別委員会から政治倫理条例の制定について慎重に検討を行った結果の報告があり「岩沼市議会議員政治倫理条例」が提案され、採決の結果、賛成14、反対2で可決しました。

意見書は2件提出のうち1件を原案通り可決、1件は否決されました。一般質問は8、9、10日の3日間行われ、13名の議員が質問しました。

市民代表として職務を遂行

議員発議

◆発議案3号 岩沼市議会議員政治倫理条例

「岩沼市議会議員（以下、「議員」という。）が、市民全体の代表として誠

実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることがないように必要な

事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」として議員政治倫理条例制定検討特別委員会から提案されました。

質疑①「桐生市議会をベースにしたのはどういう理由か」

答弁①「議会運営委員会が桐生市議会を調査、会派からも提案してもらい、委員会を7回開催し、議論してきた」

質疑②「（政治倫理）審査会の委員は桐生市では学識経験者など市民の委員を議員の数より多くとっている。なぜ議員だけに限定したのか」

答弁②「地方自治法上市民が入ると任意の団体になるため、議員だけにすると話し合いで決まった。市民を呼ぶのであれば参考人制度がある」

質疑③「議員の辞職勧告について（条例）の措置として辞職勧告をすることと、（一般）の辞職勧告決議案との関連についてどのような議論があったのか」

答弁③「議論した」

辞職の関連は、政治倫理条例の中のことである。決まった段階で発せられると思う」

反対討論「客観的であるべき条例の文言が『不十分』とか『誤った解釈』という主観的な言葉に差